

## 第 34 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（15名）

	8	清水 峰幸				
2		佐竹 静	16	日比 育緒		
3		棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
			11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5		森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6		吉田 和郎	13	山田 敏治		
7		傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

### 欠席委員（3名）

1		河合 稔	15	高木 正美		
9		林 新太郎				

### その他の出席者（5名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

### 議案

- 議案第 5 5 5 号 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について
- 議案第 5 5 6 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について
- 議案第 5 5 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 5 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 5 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 報告第 3 4 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第34回定例農業委員会を始めたいと思います。

大垣市農業委員会運営規程 第5条第4項の規定により、前回に引き続き副会長である私が議長を務めさせていただきます。

本日の議事録署名者に、2番 佐竹委員、18番 高橋美和子委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第555号、最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第555号、最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、説明させていただきます。

お手元の、別紙にあります「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされ、令和4年2月2日付け 3経営第2584号の農林水産省経営局長通知により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとされたものでございます。

令和4年度の実績報告となります。

左上 1 最適化活動の成果目標ですが、(1)農地の集積をご覧ください。集積率の目標として45.6%が実績として47.2%でした。

(2)遊休農地の解消等につきましては、緑区分の解消面積が目標2.4haに対して実績が1.9ha、令和3年度に発生した遊休農地の解消面積の目標が3.3haに対して、実績が1.3haでございました。

なお、緑区分とは、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地で、黄色区分とは、基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地でございます。

(3)新規参入の促進につきましては、目標面積1.4haに対して、実績が8.54haでございました。

2 最適化活動の活動目標は、月当たり10日に対して、実績が12.7日でございました。活動強化月間、新規参入相談会への参加につきましては、目標通りの実績でございました。

3 これにより、推進委員等の総人数37名のうち、目標に対して期待どおりの結果又は上回る結果が得られたものが37名、下回る結果となったものは0名でございました。

本日、ご承認いただけましたら、当結果を岐阜県知事及び岐阜県農業会議に報告します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第556号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第556号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、7筆合わせて、7,734㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第557号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第557号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

6件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,358㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、畑、88㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、1,014㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,578㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、畑、7筆合わせて、4,242㎡でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

- 6番、所有権移転によります、田、881㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第558号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　議案第558号 農地法第4条関係申請明細について、説明させて頂きます。

3件提案されております。

1番、田、527㎡で、農家住宅（倉庫・車庫・進入路）でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

2番、畑、2筆合わせて、240㎡で、農家住宅（車庫・物置）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、田、2筆合わせて、439㎡で、農家住宅（倉庫・駐車場）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第559号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第559号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、2,281㎡のうち、1,000㎡で、保育園駐車場でございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の公益的施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第34号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第34号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、6件申請されています。

1番、田、201㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、148㎡で、貸駐車場でございます。

- 3番、田、756㎡で、共同住宅でございます。
- 4番、田、582㎡で、一般個人住宅でございます。
- 5番、田、148㎡で、一般個人住宅でございます。
- 6番、田、436㎡で、貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、23件申請されています。

- 7番、所有権移転によります、田、353㎡で、不動産業駐車場でございます。
- 8番、所有権移転によります、田、356㎡で、厨房機器展示場、飲食店でございます。
- 9番、使用貸借権によります、畑、255㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

- 10番、所有権移転によります、田、1,101㎡で、建売分譲でございます。
- 11番、所有権移転によります、田、761㎡で、宅地分譲でございます。
- 12番、所有権移転によります、田、1,000㎡で、建設コンサルタント業駐車場でございます。
- 13番、所有権移転によります、畑、882㎡で、分譲住宅でございます。
- 14番、使用貸借権によります、田、254㎡で、一般個人住宅でございます。
- 15番、所有権移転によります、田、291㎡で、一般個人住宅でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、251㎡で、一般個人住宅でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、416㎡で、一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

- 18番、賃貸借権によります、田、492㎡で、美容室でございます。
- 19番、賃貸借権によります、田、987㎡で、建設業資材置場でございます。

- 20番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、299㎡で、一般個人住宅でございます。
- 21番、所有権移転によります、田、622㎡で、宅地分譲でございます。
- 22番、所有権移転によります、田、395㎡で、宅地分譲でございます。
- 23番、所有権移転によります、田、979㎡で、損害保険代理店事務所でございます。

6ページをお願いします。

- 24番、所有権移転によります、田、822㎡で、宅地分譲でございます。
- 25番、賃貸借権によります、田、364㎡で、自動車運送業駐車場でございます。
- 26番、所有権移転によります、畑、244㎡で、一般個人住宅でございます。
- 27番、所有権移転によります、畑、306㎡で、一般個人住宅でございます。
- 28番、所有権移転によります、田、343㎡で、分譲住宅でございます。
- 29番、所有権移転によります、田、473㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 30番、畑、545.05㎡でございます。

31番、田、1, 243㎡でございます。

7ページをお願いします。

32番、田、12筆合わせて、9, 524㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、24件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

33番、田、2筆合わせて、1, 452㎡でございます。

34番、田、畑、13筆合わせて、9, 453㎡でございます。

8ページをお願いします。

35番、畑、田、11筆合わせて、7, 247㎡でございます。

36番、田、89㎡でございます。

37番、田、畑、5筆合わせて、5, 705㎡でございます。

38番、田、畑、原野(現況:畑)、8筆合わせて、  
5, 678㎡でございます。

9ページをお願いします。

39番、田、畑、6筆合わせて、4, 785㎡でございます。

40番、田、4筆合わせて、2, 848㎡でございます。

10ページをお願いします。

41番、田、畑、30筆合わせて、  
16, 164.84㎡でございます。

42番、畑、168㎡でございます。

43番、畑、4筆合わせて、666㎡でございます。

44番、山林（現況：畑）、109㎡でございます。

11ページをお願いします。

45番、田、2筆合わせて、2,111㎡でございます。

46番、田、5筆合わせて、3,470㎡でございます。

47番、田、600㎡でございます。

48番、畑、2筆合わせて、825㎡でございます。

49番、山林（現況：畑）、田、畑、3筆合わせて、1,164㎡でございます。

50番、田、982㎡でございます。

51番、田、2筆合わせて、1,387㎡でございます。

52番、田、4筆合わせて、1,334㎡でございます。

12ページをお願いします。

53番、田、畑、12筆合わせて、7,948.3㎡でございます。

54番、畑、67㎡でございます。

55番、田、5筆合わせて、5,359㎡でございます。

56番、田、畑、14筆合わせて、8,019㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年5月8日

議長（会長代理）

高橋 滋

議事録署名者

佐竹 静

議事録署名者

高橋 美和子

